

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月27日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 青森県東青農林水産事務所青森水産事務所

（2）住 所 青森市港町二丁目22-4

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 青森市大字久栗坂地先（付図のとおり）

（2）期 間 令和8年9月18日から

令和8年10月30日（内4日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



